

近世山村社会における村役人について

—宮崎県西臼杵郡日之影町佐保家文書の研究—

A Village Officer in Early-modern Mountain Village

大賀 郁夫

近世社会では米生産高が階級関係に至るさまざまな諸要因を規定する手段となったため、米作地＝先進地という概念が形成されて、山村畑作社会は非米作地域＝後進地として低位に位置づけられ、生産性からそこで生活する人々の文化教養水準に至るあらゆる分野が、あたかも低位にあるようなイメージが払拭されていない状況にある。

そこで本稿では、近世期延岡藩高千穂郷山裏村煤市組（宮崎県西臼杵郡日之影町見立煤市）で村役人一弁指を勤めた佐保家に残された文書（約1,350点）の整理・分析を通して、山村の村役人像を画くとともに、同家の家文書から山村社会の文化情報活動の一端を窺うことで、山村社会のイメージの再構築を試みた。文書類は村方文書と家文書に大別され、それぞれ分野別に分類した。村方文書からは、煤市組の耕地利用・年貢・夫役から竈数・人数・牛馬数に至る詳細なデータが得られ、そこから山村での銀使い状況や山産物売買・運搬による広範な商業交易圏の存在を確認した。また弁指役として隣村との出入りに際して内済権をもち、婚姻・往來を含めて村役人の管理下にあったことがわかった。家文書からは修験者と深く結びついて家業である薬種業を営み、大量に残る手習書や軍記物・和歌・謡曲・暦などから地域での文化レベルの高さを窺うことができ、そこから山村の一村役人像を画くことができた。

キーワード：山村、村役人、弁指、地域的権力

目次

はじめに

I 佐保家文書の構造

- 1 史料整理の経緯
- 2 佐保家文書の分類
- 3 佐保家文書の構造

II 山村地域社会像の側面

- 1 高千穂郷の支配と年貢
- 2 山裏村煤市組の構造と年貢
- 3 弁指

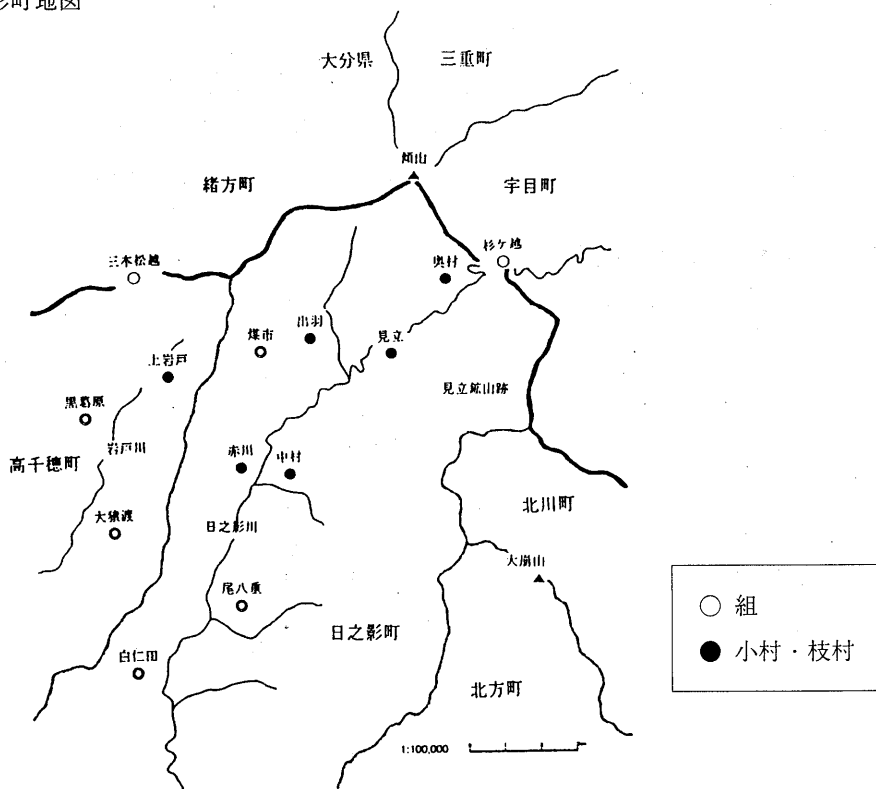
むすびにかえて

はじめに

本稿は近世山村地域の村役人家に伝わる史料を通して、村落社会での村役人の役割や彼らの「家」意識、また彼らが文化活動等にどのように関わったのかを考察することによって、一つの山村地域社会像を描くことを課題とする。

対象とする地域および史料群は、延岡藩領臼杵郡高千穂郷山裏村煤市（現宮崎県西臼杵郡日之影町大字見立煤市）の佐保家文書である（現在当主は佐保源治氏）。日之影町は西臼杵郡の東部に位置し、北は大分県南海部郡宇目町・同県大野郡緒方町、東は東臼杵郡北方町、西は西臼杵郡高千穂町、南は東臼杵郡北郷村・諸塚村と接する山間の町である。同町は近世期の七折村・分城村・岩井川村および山裏村の一部からなり、周辺村々とともに延岡藩領高千穂18カ郷を構成していた¹⁾。有馬氏治世期に七折村舟尾に高千穂代官所がおかれ、寛政11年（1799）に同村宮水に移転するが、同所が近世期を通じて高千穂郷支配の拠点であった。なお、山裏村には大福見立錫山・登り尾鉛山・黒葛原鉛山・成瀬山錫山・上町谷鉛山などの鉱山が集中しており、特に見立鉱山は近年（昭和44年）まで稼働している。

日之影町地図



さて同家には、系図・由緒書等が残っていないため正確な系譜は知り得ないが、15世紀中頃に近江国佐和山から高千穂に移住したという(佐保忠智氏作佐保系図)。同家には戦国末期～近世初期の文書が数点残されていることから、在地土豪であったと考えられる。近世期には中期以降山裏村煤市組の村役人(弁指)を勤め、幕末期には献納銀により郷士(郷足軽)に取り立てられている。同家に残る史料は総数約1,350点にのぼり、高千穂郷では矢津田家文書、佐藤家文書、岩戸庄屋文書などと並ぶ点数を誇る。佐保家文書の特徴は、郷士役として高千穂郷全体を支配した村廻役(矢津田家や佐藤家)や一村レベルの庄屋家文書とは異なり、村内にいくつか設定された組(=門)を支配した弁指家文書であることである。佐保家は庄屋のもとで年貢賦課・徴収をはじめとする村政に直接関わった弁指家であり、より具体的な村落の内部構造をみる上で格好の史料群といえる。また同家には村役人家文書とともに多数の「家」文書が残されており、それが鉱山関係や薬事・暦・漢籍など広範な分野に及ぶことから、村役人家が山村での物資の流通や文化活動などにどのように関わっていたのかをかいま見る素材を提供してくれる。

本稿ではまず、史料群の大まかな分類を行うことで全体像を把握して文書群の構造を明らかにし、続いて各分野別ごとに主要な史料を提示・紹介しながら、村役人家を通してみたひとつの山村地域像を描いてみたい。

I 佐保家文書の構造

1 史料整理の経緯

佐保家が大量の史料群を所蔵していることについては、一部では周知のことであったが、同家史料の本格的調査を行ったのは県立図書館である。1971年に野口逸三郎氏らが中心となって同家を調査し、その際に近世前期の貴重史料など一部103点は研究・保存のために同年9月16日付で県総合博物館に寄託されることになった。史料の内訳は、元禄・宝永年間4点、延享・寛延年間4点、宝暦年間7点、明和年間7点、安永年間4点、天明年間5点、寛政・享和年間38点、その他・不明32点であり、そのほとんどが年貢・上納銀関係である。なおこれらの史料がどのような基準で分類・選択されたかは不明であるが、この時点で佐保家文書のうち一部が全体から離されて博物館に寄託され²⁾、のこる大部分は依然同家に所蔵されることになった。

さて同家に残された史料の調査は、1984年から始まった県史編さん事業のうち県内史料所蔵家調査の一環として県史編さん室によって実施された。そこでは約335点が整理・カード化され、そのうち176点がマイクロフィルム撮影された。しかし時間や人力が限られていたこともあり、全史料を完全に整理・目録化するまでには至らなかった。そこで1994年に県立図書館が再度調査に入り、同家に所蔵されていた史料を一旦県立図書館に保管させてもらい、県立図書館で薫蒸を行うとともに整理と詳細な調査・目録化を行うことになった。この作業は大学の授業の一環として行

うとともに、春・夏休みを中心に集中して学生らを総動員して実施し、ほぼ3年をかけて整理およびデータ入力を終了した。

2 佐保家文書の分類

同家史料はすでに数度整理・調査がなされているが、史料全体の把握を行わないままに、調査者自身の興味に基づいて必要史料のみを群から無秩序に採取するという方法が採られてきた。それが時間的制約による緊急作業であったとはいえ、その後の分類・整理の大きな支障となったことは否定できない。残された史料群は、大きく①博物館寄託分、②県立図書館保管分、③県史編さん室整理分、それに多数の暦・手習書類を含む③その他に分けられるが、作業は①を除く史料群を再分類・整理し直すことから始めた（なお、①博物館寄託分は11月11日に実施した。）。

史料群は、誰がどのような理由でまとめたかは明らかでないが、ある程度一括された形で纏められていた。そこでとりあえずその一括の形態を崩さないように親番号を付し、中の史料は封紙のみや雑類も含めて子番号で一点宛封筒に入れ、カード化した。その結果、親番号数104、総史料点数は合計1,344点に上った。一方分類は、前記の事情から「構造的認識」が困難であるが、なるべく関連史料を壊さないように大きく村方文書と家文書に分けて分類を行った³⁾。

3 佐保家文書の構造

佐保家文書は、前述したように県総合博物館寄託分103点と同家所蔵分1,241の計1,344点のうち、江戸期の史料が970点でもっとも多く（72.2%）、その他明治期346点（25.7%）、大正期以降28点（2.1%）となっている。このうち年号が明記されているのは、江戸期分が272点、明治期分189点、大正期以降分20点で、全体の35.8%にすぎない。このように無年号のものが多いため、「家」自体の発展はもとより、組を中心とする地域の政治的・経済的変遷を同家史料のみから把握することは困難である。

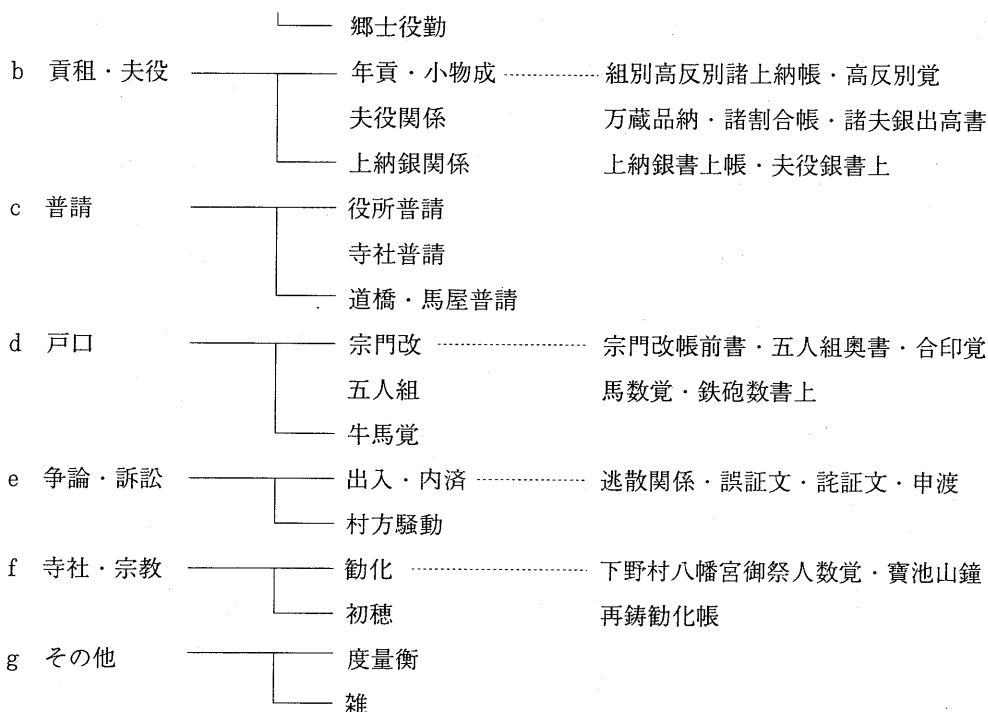
同家史料は大きくA村方文書とB「家」文書に大別される。A村方文書は同家が延岡藩高千穂郷山裏村煤市組の弁指を勤めた際の村役人文書史料であり、村政・貢租などが中心である。B「家」文書は佐保家の家業経営・生活一般および文化情報史料が中心となっている。総数1,344点のうち、A村方文書が315点であるのに対し、B「家」文書は1,029点である。以下、A・Bそれぞれの分類についてみてみよう⁴⁾。

A 村方文書

弁指を勤めた佐保家に残る村方史料は、大まかにa~gの7つのシリーズに分類される。

(シリーズ)	(サブ・シリーズ)	(主な文書種類)
a 法制・領主	村政一般	諸役目万覚帳・郡方役人名前書付
	触・廻状	官名書上・従公儀被仰出書・足軽人
	幕藩関係	数覚・触状

近世山村社会における村役人について (大賀 郁夫)



点数からみると、A村方文書315点のうちa法制・領主関係79点、b貢租・夫役関係163点、c普請関係13点、d戸口関係12点、e争論・訴訟関係20点、f寺社・宗教関係11点、gその他17点である。

aは九州各城下町と藩石高書上や延岡藩石高・臼杵郡支配変遷・内藤家家老用人書上などの藩政に関わる内容のものや、藩から山裏村に布達された法令・代官所から廻される廻状や触状など村政一般、および郷土としての御用勤関係などが中心である。庄屋文書では藩からの廻状を詳細に写した御用日誌類をはじめ、武鑑類や藩役人名・諸藩の藩主・石高など「公儀」関係文書が数多く残されるが、その下の弁指文書においてもほぼ同種文書が残されていたことがわかる。

bはA群の中でもっとも多く、山裏村煤市組の高反別・物成・夫銀額をはじめ、同組弁指として庄屋から指示された夏方・秋方の貢租上納、村役としての夫役配分や夫割勘定、万蔵へ納入する小物成や上納銀割付・取立書上などが主である。組では弁指元で、毎年5月に「夏諸割合銀帳」と「諸上納銀取立帳」が、続いて8月に「諸夫銀諸割合帳」が作成され、11月もしくは12月に「御米御勘定帳」「当諸割合銀帳」「諸上納銀并諸割合銀納訳帳」などが作成されている。

cは御用普請としての代官所普請のほか、村から組に割当てられた高千穂郷中の寺社普請および組内の道橋・馬屋等の普請関係史料である。また庄屋居宅の普請加勢等も含まれる。

d戸口には宗門改帳や五人組帳関係を中心に、牛馬数書上げなどがある。但し宗門改の帳簿類は庄屋元で作成・保存されるために弁指元では奥書か前書のみが残される。牛馬数関係は組単位で把握されたようで、同組では売買用のためか馬数が圧倒的に多かったことがわかる。

eでは争論・訴訟および一揆関係の史料が含まれる。特に山裏村では宝暦5年(1755)に隣藩岡

藩領へ逃散する事件が起こっており、その際の史料が断片的ではあるが残されている。また煤市組が藩領境に位置することから岡藩領村との出入りが頻繁に起こっており、その際に取交わした詫証文などが散見される。

f 寺社・宗教には高千穂郷内の寺社への初穂や祭礼および本山からの勧化など、組として関与した史料を入れた。十社大明神をはじめとする高千穂郷内の主要寺社へは毎年初穂が上納され、下野八幡宮での祭礼には同組から警護人を派遣している。また本山から鐘再鑄のための勧化が触られることもあった。

g その他として、全国的な度量衡・単位の触状類と、断片的で意味が把握しがたいものを、包紙のみのものとともにを雑としてここに含めた。

B 「家」文書

次に村方文書に対して、佐保家の「家」文書についてみてみよう。「家」文書は以下のa~dに分類できる。

(シリーズ)	(サブ・シリーズ)	(主な文書種類)
a 家業経営	借銀関係	金銭借用之事・代金書上・酒代書上
	土地関係	売渡申畑代銀之事・錫手形・薬調合法
	鉱山関係	
	薬事関係	
b 生活一般	家系・相続	郷土取立・往来手形・歳暮祝儀
	交際関係	旅日記・伊勢講人数覚・頼母子金覚
	旅行関係	無尽金請取書
	宗教関係	
c 情報文化活動	呪文・祭文	手習文・商売往来・職人尽・和歌集
	手習書	謡曲・呪文・貞享暦・寺社縁起
	謡文	
	文芸	
	暦	
d その他	雑	封紙のみ・断簡

点数では、B「家」文書1,029点のうちa家業経営関係448点、b生活一般関係120点、c情報文化活動関係437点、dその他24点である。

a家業経営関係では、元禄期の質地証文をはじめ畑・藪を入質して金銭貸借を行う史料が多いが、大半は無年号であるため経営の時代的推移は把握が困難である。また同家の生活必需品である米・麦・茶・麻苧・酒等の代金請払書や見立鉱山への米賄関係史料も豊富である。家業の薬事関係史料としては、熊胃や茯苓の売買や敗毒散等の漢方調合法から南蛮流ツボ位置書上や眼目論、果ては馬の病氣治療法に至るなど非常に多岐にわたる。

b生活一般史料として、郷土取立関係や交際・旅行記・宗教関係などを入れた。同家は長年の弁指勤務と献納銀に対して郷足軽格に、またさらなる献納により郷足軽本役に取立てられるが、由緒書などがなかったためにその詳細は明らかにできない。交際関係も山裏村を中心として高千穂郷村々や隣藩領村々まで広範囲に亘る。また元禄期と宝永期に大坂・京・伊勢方面への旅行記が残り、活動範囲の広さに改めて驚かされる。宗教関係史料は、同家が関わった頼母子や無尽、寺社への寄付など特に金銭を伴うものを入れた。高千穂郷では頼母子・無尽が広範囲に行われており、それに関する史料も多く研究が待たれる分野でもある。

c情報文化活動史料はa家業経営史料に次いで多く、なかでも手習本は手紙文・礼状文・贈答文・役所関係文などの実務的教養から、古典和歌や往来物などの文化教養まで実に幅広い分野の手本が残されている。彼らの弁指・郷土として貪欲な文化教養摂取意欲に圧倒されるとともに、山村地域における文化水準の高さを再確認させられる。また同家には寛保2年の貞享暦以下55点の暦が残されている。

dその他の史料には、包紙のみや断片的で内容不明なものなど断簡類を入れた。

以上、佐保家文書について史料整理の経緯から史料の構造および分類について概略してきた。同家史料群には無年号史料が多く史料の限界は否めないが、次章ではこれらのうちいくつかの興味ある史料を紹介しながら、同家史料を通してひとつの地域像を画いてみたい。

II 山村地域社会像の側面

1 高千穂郷の支配と年貢

高千穂郷18カ村は、五ヶ瀬川の上流で臼杵郡の西部九州山地の麓に位置し、北は豊後岡藩、西は肥後熊本藩、南は人吉藩預所椎葉山に接する山間地域である。近世期は延岡藩に属し、七折村舟尾(のち同村宮水)には高千穂代官が置かれた。高千穂郷は、数カ村が組に編成され大庄屋が置かれた城附村々とは異なり、代官が直接支配した。村々は五ヶ瀬川を挟んで9カ村ごとに川北・川南に分けられ、また村の下には数個の門(組)が置かれ、川北・川南には郷土から選ばれた村廻役2人、村には庄屋、門(組)には弁指が村役人として置かれて支配した。

高千穂郷の土地構成をみると約8割が山林・原野で、田畑は約13.5%にすぎない(『日向地誌』)。石盛は上畑1反に付大豆8斗、以下中畑6斗、下畑4斗、山畑・切野2斗代であり、畑の多くは麻畑や茶畑等に利用されている。高千穂郷18カ村の石高は幕末期には6,498石であったが、年貢として上納される米は655石余と約1割であった⁶⁾。小物成として上茶・芋・木附子・渋紙・紅花等があったが、なかでも芋は中心的な産物であった。

2 山裏村煤市組の構造と年貢

次に宝暦3年4月「弁指一組切高反別諸上納銀書上帳」(023-02)および寛延3年8月「高反別鏡」(015-01)より、山裏村と煤市組の支配構造・年貢夫役等についてみてみよう。第1表は前者をもとに作成したものである。

これによると山裏村は、村高194石41・反別68町6反25歩5・地子銀2貫61匁908であり、村は大猿渡組(76石75067)・黒葛原組(51石17665)・煤市組(23石07333)・尾八重组(17石49133)・白仁田組(25石91802)の5組から構成されていた。本年貢(銀)のほか小物成・夫役(木物成銀・漆茶諸品代銀・水夫銀・江戸定夫銀など)と、千石夫賃・橋料米代・鶏尾羽代・青山穀物代が賦課されるが、いずれも銀納となっている。また竈数・人数・牛馬数については山裏村130軒・963人・牛12疋・馬143疋であり、五人組頭数は24人であった。各組別にみると大猿渡・黒葛原・煤市組では竈数30軒程・人数230~250人程であり、尾八重・白仁田組はその約半分の規模であった。1竈当りでは尾八重组が9.1人ともっとも多く平均は7.4人である。馬数は大猿渡・黒葛原組が40~50疋で尾八重组はその10分1に過ぎない。馬は険しい山間地では耕作労働に使役するというより、商品として飼育されたのかもしれない。山裏村では1組当り約39石程で竈数26軒・人数192人・馬数28.6疋・牛数2.4疋、1軒当り7.4人の家族と馬1.1疋・牛0.1疋を有するという平均モデルの提示が可能である。

次に山裏村の年貢について詳細にみておこう。第2表は史料②から作成したものである。まず村高は本高162石81067と新高34石09933に分けられる。本高のうち足軽2人の給地分2石(反別4反6畝2歩)と庄屋給屋敷高3斗(反別3畝225歩)を差引いた残り160石51067に対して本高銀1貫793匁61が賦課される。本高の内訳は、田は無く畑も上畑14石836(反別1町8反5畝135歩)、中畑11石616(同1町9反3畝18歩)、下畑73石67333(同18町4反1畝25歩)、山畑33石572(同16町7反8畝18歩)、切野26石83333(同13町4反20歩)であり、下畑が45.9%と最も多く、山畑・切畑を加えると83.5%に達する。また新高も庄屋給地2斗(反別1反歩)を差引いた33石89933に対して新高銀353匁702が賦課されている。新高の内訳も田は無く上畑1石088(反別1反3畝18歩)、下畑1石336(同3反3畝12歩)、山畑15石29533(同7町6反4畝23歩)、切野16石180(同8町9畝歩)であり、新高でも山畑・切畑が92.8%を占め、開発が田地ではなく山地に対してなされたことが窺える。なお、山裏村から隣村岩戸村に通じる新水路が開削されるのは、文久期以降のことである⁶⁾。

これらの本年貢に対して、木物成銀・小物成銀・万蔵品納分・運上銀・夫役が賦課される。まず木物成は、茶畑1反6畝歩に対して1畝につき銀6匁宛計96匁7、柿木35本代銀7匁、梨子木3本代銀6分、柚木1本代銀2分、紙木58束代銀11匁6で、合計116匁1分である。次に小物成は漆4貫751匁・代銀296匁938が最も多く、ついで中芋14貫700目・代銀191匁1、上茶0石9115・代銀91匁15、真綿22匁・代銀39匁96、洪紙・上芋・木附子・洪・山もち・紅花等があった。このうち芋・上茶・木附子・洪紙・洪・紅花は3分1~10分1の価格で現物が藩に買上げられ、残りは銀納された。このほか藩の万蔵へ品納分として上茶・上芋・中芋・木附子・真綿・洪が、現物ないし

第1表 山裏村組別高反別諸上納銀

組	大猿渡組	黒葛原組	煤市組	尾八重組	白仁田組	総計
高(石)	76.75067	51.17665	23.07333	17.49133	25.91802	194.410
別(畝)	2543.175	1776.04	876.20	713.13	951.01	6860.255
子銀(匁)	763.325	576.110	250.960	181.502	290.011	2,061.908
高(石)	72.94400	47.81666	14.49598	7.79866	17.45535	160.51065
別(畝)	2366.015	1628.04	463.24	243.24	538.09	5240.025
子銀(匁)	727.563	542.622	165.470	82.849	204.818	1,723.322
新(石)	3.80667	3.36000	8.50734	9.69267	8.46267	33.82935
別(畝)	177.160	148.00	412.26	469.19	402.22	1610.23
子銀(匁)	35.762	33.488	85.490	98.653	85.193	338.586
水物成銀 (匁)	33.969	24.221	28.442	8.140	21.909	116.681
漆茶諸品代(匁)	121.032	57.586	37.586	17.841	44.478	278.523
水夫銀(匁)	121.221	84.376	34.280	26.847	43.876	310.600
江戸定夫銀(匁)	46.703	32.479	13.195	10.334	16.889	119.600
出葉代明地子(匁)			13.000			13.000
奥村夫役銀(匁)			22.000			22.000
合計(匁)	322.925	198.662	148.503	63.162	127.152	860.404
千石夫賃 (匁)	56.273	39.220	15.934	12.479	20.394	144.300
橋料米代 (匁)	22.110	24.790	19.430	10.050	10.720	87.100
鵜尾羽代 (匁)	5.395	5.478	4.814	2.490	2.656	20.833
青山穀物代(匁)		10.126	56.073	9.286		75.485
合計(匁)	88.778	79.614	96.251	34.305	33.770	327.718
納銀総計 (匁)	1,170.028	854.386	495.714	278.969	450.933	3,250.030
籠人数 (軒)	33	37	29	15	16	130
人数 (人)	247	249	233	136	98	963
男 (人)	121	125	124	75	49	494
女 (人)	126	124	109	61	49	469
馬 (疋)	57	45	28	5	8	143
牛 (疋)	7	1	0	2	2	12
組頭数 (人)	8	5	5	3	3	24

(註) 宝曆三年四月「弁指一組切高反別諸上納銀書上帳」(佐保重明家文書023-02)より作成。

なお、総計は計算上の数字。

第2表 寛延三年山裏村年貢

* 本高162石81067		* 新高 34石09933	
内		内	
2石00000	足軽2人給地 (反別46畝20)	0石20000	庄屋給地引 (反別 10畝000)
0石30000	庄屋給屋敷高 (反別 3畝225)	残 33石89933	
残160石51067			
内 訳		内 訳	
上畑 14石83600	(反別185畝135)	上畑 1石08800	(反別 13畝180)
中畑 11石61600	(〃 193畝180)	下畑 1石33600	(〃 33畝120)
下畑 73石67333	(〃 1841畝250)	山畑 15石29533	(〃 764畝230)
山畑 33石57200	(〃 1678畝180)	切野 16石18000	(〃 809畝000)
切野 26石83333	(〃 1340畝200)	* 本高銀 1,793匁610	
		* 新高銀 353匁702	

* 木物成銀 116匁100			
内 訳			
茶 96匁70	(茶16畝35、但1畝に付銀6匁宛)		
柿木 7匁00	(柿木35本代、但1本に付銀2匁宛)		
梨子木0匁60	(梨子木3本代、但1本に付銀2匁宛)		
柚木 0匁20	(柚木1本代、但1本に付銀2匁宛)		
紙木 11匁60	(紙木58束代)		
* 小物成① 701匁417			
内 訳			
出葉切明地子銀 13匁000	(寛永13年より上納)		
奥村夫役銀 22匁000			
真綿 39匁960	(真綿22匁分、但100目に付銀18匁替)		
漆 296匁938	(漆4,751匁分、但銀1匁に付漆10匁6分替)		
山もち 1匁000	(山もち5合分、但1升到付銀2匁替)		
上茶 91匁150	(上茶0石91150分、但銀1匁に付1升替)		
上芋 14匁750	(上芋885匁分、但銀1匁に付60目替)		
中芋 191匁100	(中芋14,700目分、但1貫目に付銀13匁替)		
木附子 9匁681	(木附子0石13830分、但1升到付銀7分替)		
洗紙 16匁000	(洗紙8枚代、但1枚に付銀2匁替)		
洗 5匁138	(洗41盃1分、但銀1匁に付8盃替)		
紅花 0匁700	(紅花14匁分、但100目に付銀5匁替)		
* 払方② 96匁315			
上茶 11匁394	(上茶0石91150代、但銀1匁に付8升替)		
上芋 5匁310	(上芋885匁代、但100目に付銀6分替)		
中芋 70匁560	(中芋14,700目代、但100目に付銀4分8替)		
木附子 1匁729	(木附子0石13830代、但銀1匁に付8升替)		
洗紙 4匁800	(洗紙8枚代、但1枚に付銀6分替)		
洗 2匁055	(洗41盃1代、但銀1匁に付2盃替)		
紅花 0匁467	(紅花14匁代、但100目に付銀5匁替)		
残銀①-② 605匁102 納銀			
* 萬蔵へ品納分 (但、現物なき年は代銀納)			
上茶 0石460			
上芋 500目			
中芋 8,000目			
木附子 3升			
真綿 222匁			
洗 3貫目			

* 運上銀			
鶏尾羽1,368羽代 銀19匁268	惣竈割 (除小侍・足軽)、1軒に付1月に1羽代錢1文宛		
橋料米1石19代 89匁250	惣竈119軒割、1軒に付米1升宛		
酒場運上 40目	酒場1軒		
水夫銀 310匁500	役高割。1人に付銀1匁宛		
江戸定夫銀 119匁500	役高割。1人に付220文宛		
千石夫銀 144匁600	役高割。1人に付日別1匁2分宛		

* 夫役			
江戸御供夫	郡中役高割。賃銀1人に付220匁宛		
賄夫	御口屋賄夫、日数58日分		
小遣夫	庄屋所へ毎年勤、1人		
配符持夫	庄屋所へ毎年勤、1人		
水夫	舟尾代官所詰家番、3人。賄夫賃銀日別5分宛		
舟尾弁指所小遣夫	役高割。日数17日		

(註) 寛延三年八月「高反別覚」(佐保重明家文書015-01)より作成。

は代銀納させられた。

また運上銀として、水夫銀310匁5、千石夫銀144匁6、江戸定夫銀119匁5が役高(控除などを伴う夫役賦課基準)割、橋料米89匁25・鶏尾羽代銀19匁268が郷士家を除く総竈割され、酒場1軒運上銀が40目あった。さらに夫役として高千穂郷へ賦課される江戸御供夫、口屋番所の賄夫(日数58人分)、舟尾代官所詰番水夫3人分、同所弁指所小遣夫(役高割・日数17日分)、庄屋所へ小遣夫・配符持夫が毎年1人分が、現夫役として賦課されていた⁷⁾。

このように山裏村では、本高・新高および物成・夫役のほとんどが銀納されており、本・新高銀2貫147匁312に対して、物成・運上銀は1貫328匁22と約38.2%に上っていたことがわかる。こうした銀の多くは匁銭であり、現物や労働による帳簿上の差引勘定によるものが大半であるが、山産物による売買や運搬による広範な商業取引圏が存在していたことは、大量に残されている史料類が示すところである⁸⁾。

3 弁指役

弁指役は庄屋から組に割付られた年貢・夫役の各竈への賦課・徴収をはじめ、藩からの触・廻状伝達や農業教諭、他領村との交渉など多岐に及ぶ。ここでは山裏村内の組同士との関係、藩領境煤市組として隣藩岡藩村々との交渉、および弁指としての世情の情報収集を例に、弁指役の一端をみてみたい。

(1) 組同士の関係

山裏村は煤市組以下5組から構成されていたが、各組はどのような関係にあったのだろうか。史料的な把握は難しいが、それを窺う一例を示そう。

〈史料1〉16-09

證文

一当組熊之助儀、此内段々不埒之儀有之候、両度御吟味之所ニ罷出不申段重々不埒ニ御座候、夫故段々之糺明仕候、此上不埒無之様ニ申付候、左様ニ思召被成可被下奉頼候事
一伊八儀、此内段々余組ニ掛り重々手合悪敷儀仕候所ヲ、今迄吟味等仕不申候段重々無調法ニ御座候得共、何も立合吟味致糺明仕候、此以後ニ左様之儀無之様ニ急度申付候、重而余組ニ罷出左様之不埒仕候ハ、何時ニ而も此方ニ承可申候、若此以後不行跡仕候ハ、余組之御難ニ掛不申候、此方大承可申候、左様ニ被思召可被下候、私共無恙ニ奉存候、此内ハ重々私共不吟味之儀有之候得共、重而吟味仕可申候、熊之助伊八事吟味仕候得共、一言之申訳無御座候、左様ニ思召被成可被下候、為後日之一札仕候、此上何様之儀被仰候共、委細申ひらき無御座候、為念證文如件

す、市弁指

宝曆五乙亥年 四月五日

覚右衛門

組頭 安右衛門

	同	儀右衛門
	同	清介
尾八重組立合	同	金七
太吉殿		
白仁田組立合		
紋吉殿		

事件の詳細は明らかでないが、煤市組の熊之助と伊八が余組で起こした不埒と、吟味に応じなかつたり組での吟味が十分行われなかつたことに対し、煤市組弁指覚右衛門以下組頭らが同村尾八重組・白仁田組の立合らに対して出した詫び証文である。組内の不埒者に対する吟味を強化するなど問題をあくまで組内で解決しようとする意識が強く、余組に難儀をかけないよう組同士の協調を図ることを誓約している。これらの組の独立性が強かつたことは、例えば宝暦五年（1755）の山裏村逃散事件では5組のうち大猿渡・黒葛原・白仁田の3組のみが逃散に加わっていたことから窺われる(9)。

(2) 隣藩村との交渉

山裏村には豊後国への二街道が通じ、三本松越（現尾平越）には三本松番所が、日之影川沿いに杉ヶ越に至る奥口には小口屋が置かれていたため、番人の手配や岡藩領村との交渉の役勤が求められた。

〈史料2〉10-03

受合証文

一男耆人

源 治

右之者当地奥嵩組出生者紛無御座候、拾ヶ年以前欠落仕、未行方相知不申候処ニ、其御地ニ参病氣ニ仕付相談、早速御届被下委細承知仕、私儀も罷申度御座候へ共、右源治義ハ從竹田表御詮儀、右故乍内々御見舞申儀も相成不申候所、病氣差重り前々此度御人被知被下候へ共、爰元帳外もの故候、此上病死仕候ハ、其御地御国掟之通御取斗可被下候、右源治一儀ニ付何様申儀御座候へ共、貴公様方へ少茂御難渋相掛り申間敷候、為後日請合証文如此

天明七年

奥嵩谷門村

五月十五日

与市（印）

高知穂す、市

嘉次郎殿

この史料は、岡藩領奥嵩谷村出生で10年も以前に欠落ちし行方不明になっていた源治が当地（煤市）で病気になる、弁指嘉次郎が奥嵩谷村与市に報告したところ、源治が藩の尋者で帳外れであるため見舞いもできず、病死した場合は当地の掟に従って内々に処理してくれるよう依頼したものである。この場合後日のトラブルを回避すべく「受合証文」が作成されているが、こうした

藩境を越えた村相互の内済権限を、弁指である嘉次郎が有していたことがわかる。

次の史料は、岡藩領境にある杉ヶ越(現日之影町と大分県南海部郡宇目町の境界)の通行忌避ルールを破った者に対する詫び証文の下書である。

〈史料3〉02-02

一札

一日向豊後御国境奥村杉ヶ越・登尾・ほこの木越之間、毎年七月七日か九月九日迄、坊主・山伏・女なりくた物ごひ者、御神之いましめニ付通路相留申候事〈先年か所之掟〉、先年か例〈九月九日国地岩戸村神主罷出、道口明日坊主山伏女成事一切通路致候〉御座候、然所ニ当山内嘉平次妻親病氣ニ付、当七月未方ニ川内通り奥嵩ニ参り居申候所、八月ニ右山越致罷歸り申候所、同月十六日ニ殊之外大風吹御百姓衆諸作不残相痛申候所、嘉平次妻ふさかり之山ふみ越候ニ付、右大風吹申候趣ニ候間、早速吟味致相届候様被仰聞吟味致候所、無紛奥嵩か山越致歸候与申候、右ニ付私共御よび被成、右不埒之趣段々被仰聞委細承知仕候処、御尤千万ニ奉存候、所之掟神之御いましめを破り申候跡ハ申上訳も無御座候、此度迄ハ御内証ニ被成可被下候、重テ左様成義嘉平次女房ニもかきらす、当山中ニ左様成不埒成儀致候もの御座候ハ、見出聞出候而も早速貴公様方へ申出、急度御吟味ニ掛ケ可被申候、其節何様ニ被仰候而も一言之申上訳無御座候、為後日仍証文如件

前半挿入箇所の一部不明な点もあるが、内容から日向・豊後国境の杉ヶ越は毎年7月7日から9月9日まで坊主・山伏・女性等は神罰があるとして通行止めとされていたこと、それを煤市の嘉平次女房が実家である奥嵩の親の病氣見舞いのため8月に通行してしまったこと、すると8月16日に大風が吹き作柄に多大な被害が出たこと、藩の吟味により嘉平次女房のせいであることが明らかになったが今度までは内済となったこと、などがわかる。杉ヶ越は時に奥村神社(旧称杉越大明神)があり、宗教関係者や女性による国境越えが7月から9月の特定期間神罰のために忌避される慣習があり、それを破ったために実際に神罰(大明神暴れ)があったことも興味深い、住民の藩境を越えての婚姻や頻繁な往来があり、かつそれが両村の村役人の管理下におかれていたことがわかる。



杉ヶ越大明神

さて次の史料は、岡領奥嵩村上畑の小庄屋以下組頭・百姓中から煤市弁指嘉次郎宛に出された一札証文である。

〈史料4〉02-04

一札之事

一当支配内佐五右衛門・七兵衛・和吉・仲平メ四人、御支配御山へ罷越年々御用木ヲ盗取、殊之外伐荒シ我俣差働候所、此度右之もの共被召捕御上江被仰達之旨御尤至極、右之もの共重々不埒一言之申訳無御座、併思召道利御注進成被下候而ハ、兩御上御引合ニも相成り候而ハ、右兩人ハ不及申、村役人中迄何様之越度ニ被仰付候共難斗奉存候付、向後之儀ハ村役人ヨリ右躰之不埒無之様堅ク境目之村々吟味相約メ可申候間、何とそ此節迄ハ御内分ニ被成被下候様重々御断申入候、附隣端之儀無腹蔵申合候様、其役人中メ兼而被仰付候間、其意ヲ以此節迄御内分成ニ被下、当人共ハ不及申、私共迄忝仕合奉存候、然上ハ向後右躰之不埒致候もの御座候ハ、被召捕、此方へ無御挨拶向々御役所江御注進被成、兩御上御引合ニ相成り候共致方無御座、其節貴様御方ニ聊も相うらみ申間敷候、為後證之連印ヲ以一札仍如件

豊後国岡領奥たけ上畑

寛政元年

酉十一月十五日

百姓中 判

誰々

組頭中 判

誰々

同村小庄屋

日向国延岡領 高千穂山裏す、市

吉兵衛 判

弁指 嘉次郎殿

岡領の奥嵩村の佐五右衛門以下4人が延岡領の山で盗木したことに對して、兩藩に注進すれば藩役人や村役人中の失策となり処罰も免れないとして内済を依頼していることがわかる。兩藩が関わることであるから、こうした藩境で起こるトラブルの多くはなるべく弁指元において内済という形で解決されることが望まれていた。藩境の村同士緊密に連絡を取合いながら、治安維持のために奔走する弁指嘉次郎の姿が目には浮かぶ。

(3) 世情の情報収集

村役人としての弁指が、世情の情報をどのような手段で入手していたかは大変興味深いことである。残念ながら入手手段は確認できないが、情報ないようは次のような書状が残されている。

〈史料5〉10-04

別啓仕候、定及御聞も可有之哉、ヲロシヤ國之軍勢やらエゾ松前之方ニ打入、人質を取奥州之内ニ押入合戦有之由專風聞仕候、依之熊本一番そなへ長岡左馬之助殿江戸表江追々御登之手当有之由、沢村大九郎殿老万拾石にて千人引卒、長崎表江被差越候由、尤熊本へ江

戸方飛脚、七日晝夜ニ着有之由、御郡代方在々御家人中迄触有之、何れも用意致候様ニ与之御事ニ御座候、以上

これは返信文であり、署名・宛名・日付などの記載がないが、ロシア軍勢が蝦夷・松前に打入り、人質をとって奥州で合戦となっていること、熊本一番備の家老長岡（左馬之助是豪か）らが江戸へ上ること、沢村らも兵1,000人を率いて長崎へ出役するらしいこと、郡代から在地の家人に対して兵備用意の触れがあったことなど、熊本藩の動向を伝える内容である。すべて伝聞という形で述べられており、おそらく熊本藩領の知人からもたらされた情報であることは間違いない。佐保家では後述するように広域的な文化教養活動を行いながら幅広いネットワーク網を築いており、それを通じて延岡藩郷士（郷足軽）として世情の動向を把握していたと考えられる。

(4) 家業関係—薬事業

佐保家の家業経営についての全体像は史料上明らかにし得ないが、特筆できる分野として製薬業がある。同家には熊胆をはじめとする各薬種の製法や、販売・配布に関わる収支簿など夥しい関係史料が残されており、広域的な薬種業を営んでいたことがわかる。数例を示そう。

〈史料6〉16-04

くまのい納様之事

一熊のかしらかわはぎ、すこしもあかき身つ、□不申様にして、うゑしたあぎはなし、身少もなきようにして

一米大豆なへにて黒くいりもやし、紙にツ、み、何の木にてもふたを、右之米豆にくわへ壺ツに包、くまのくちにいれ、まさきかつらにてうこかぬ様ニ、まきもと山にむけ、あめのか、らぬ所ニふかくほりうつめ候て、おきとなゑやう

(以下、略)

このように、同家が秘伝として熊胆の製造を行っていたことがわかる。またその熊胆の販売域は、広く周辺に及んでいた。

〈史料7〉17-02

以手紙申上候、弥御堅勝ニ被成御座珍重奉存候、然者御頼申上置候熊のい買申上度、御世話被成候而、竹田迄御持せ被成候而御遣し可下候、代銭は引替ニ御受取可被下候、竹田迄は御用先出し可申候、御世話 [欠] ハ亀二郎様得意申上候、御相談可被下候、今日ハ参度奉存候得共、幸ニ亀二郎様御出被成候而御頼上候、無間違御頼上候、以上

二月十六日

これは裏書に「急用」とあり、弥助から（亀?）二郎宛の熊胆購入依頼の書状である。熊胆が竹田城下から注文されて届けられていたことがわかる。

〈史料8〉22-02

口中薬

一なすひのかけほし

但とし [欠] たるニ而吉

一むめほし

一あかさのかけほし

但爰元有之候薬

一ほうわう

但き薬屋ニ有之薬

一はつか

但爰元ニ有之薬

一にしきのきれ少入くろやき

一ききやう

但木薬屋ニ有之

右各つちほうろくにてくろやき、但当分見合

一かんそう 生ニ而遣、少々ツ、

一志ゆ 生ニ而遣、少々ツ、

右之通土路久さらいと村連生坊様カ伝ル、一国老人と申秘伝、大切成法也

享保十八年

丑八月五日ニ伝ル

源左衛門

漢方薬の製造法を示すものであり、奥書から享保18年(1733)に隣村岩戸村土路久に住む連生坊(修験か)から伝授されたとする。同家と修験者との関係は、こうした薬事に限らず、例えば寛延三年(1750)「成就之節萬覚帳」(97-02)には大乘院・教知坊・長順坊ら修験者へ祈祷の初尾を再三献上しており、同家に残された数多くの呪文・祭文などとともにその緊密さが窺える。また同家のほか「木薬屋」という薬種屋があったことがわかる。このほか同家は「正気散」と称する漢方薬を製造・販売している(28-23)。

(5) 文化情報関係

佐保家文書のうち文化情報関係の史料数は全体の約3分1に当たる435点に及び、特に手習書や和歌・謡曲等類の多さが顕著である。手習書としては、商売往来や庭訓往来・職人尽などの往来物のほか、御成敗式目・(大内氏)壁書・公儀触書・武鑑・武家諸法度など公儀支配に関わるものが多い。また案文手本として、いろは歌をはじめ手紙文・かな文・贈答文・礼状文・祝儀文や郡奉行・代官宛の上申文・往来手形案文、梵字や金銀銭の単位に至るまで、これらは村役人として要求される幅広い常識・教養の習得のために必需品であった。

一方教養を兼ねた趣味・娯楽物として、伊勢物語や三国志・源平盛衰記・太平記・義経記などの軍記物語、小野小町・和泉式部の和歌類や白楽天詩歌類、さらに誓願寺や三井寺・難波・老松・松風などの謡曲類などがあり、古典文学に精通した教養の深さには驚かされる。また寛保4年(1744)から貞享暦などの暦類も数多く残されている。

むすびにかえて

以上、臼杵郡高千穂郷の山裏村煤市組の弁指である佐保家文書の整理・分類を通して、山村地

域の村役人の役割、および彼らが地域の文化情報活動等にどのように関わったのかを考察してきた。同家は山裏村を構成する5組のうち煤市組の弁指として、組に割当てられた年貢・夫役賦課徴収や宗門改めなどに携わるとともに、同組が隣藩岡藩領との藩境にあることから岡藩村々との出入りに際しては交渉・内済する実質的な役割を担っていたことがわかる。また家業については全体像は明らかにし得ないものの、特に薬事業では修験者らと深く交流しながら薬製法を習得し、熊の肝をはじめ正気散などを製造・販売するなど、隣藩領におよぶ広範な販売ルートを有していた。幕末期の郷足軽への登用は、鉾山への関与とともに薬事業での収益が大きかったことは想像に難くない。

同家は郷士として藩内外の世情動向を把握すべく情報網を張る一方で、手習書や文芸書・謡曲類を蒐集して幅広い知識教養の習得に精進するなど、弁指としてまた一個人として文化活動に深く携わっていたことがわかる。

高千穂郷山裏村煤市組は耕地に乏しい山深い山村地域である。今回佐保家文書の整理・分析を通して、村役人―弁指として行政手腕を発揮しつつ、広範な情報網・商業圏のもとで家業に従事する一方で、知識教養の修養に情熱を傾けながら山村に生きるひとつの「地域的権力」としての村役人像を、不十分ながら画くことができたと思う。今後は未だ大量に残る在地史料の整理・分析を順次行いながら、「地域的権力⁹⁾」の具体像を明らかにしていきたい。

[註]

- (1) 日本歴史地名大系46『宮崎県の地名』平凡社p206～210
- (2) 「佐保重明所蔵文書目録」宮崎県総合博物館寄託分(1)
- (3) 大藤修「文書の構造的認識」『日本歴史』第500号、1990
- (4) 分類方法は、安藤正人「越後国頸城郡若手村佐藤家文書の構造」(渡辺尚志編『近世米作単作地帯の村落構造』岩田書院、1995)による。
- (5) 大賀郁夫「近世山村における年貢と銀流通」(『宮崎県史研究』第3号 1989)参照。
- (6) 「土路久より五ヶ村へ堀通用水旧記写」高千穂町コミュニケーションセンター蔵 岩戸文書。
- (7) 大賀郁夫「近世村落における役高と村入用」(『宮崎県史研究』第5号 1991)参照。
- (8) 大賀前掲論文(5)
- (9) 『宮崎県史』史料編近世3 p804～806。
- (10) 久留島浩・吉田伸之編『近世の社会的権力』(山川出版社 1996)参照。

附記

佐保家文書の調査・整理に関しては、元県立図書館岩切悦子氏をはじめ日之影町藤田好之氏・所蔵家の佐保源治氏、および宮崎公立大学歴史学ゼミの下川奈緒子・外山美代子・宮崎典子・阿曾裕子・塗木竜也・足立亮二各氏に大変お世話になった。末尾ながら記して謝意を表したい。

